

八戸藩主の婚礼関係史料

— 信依・信房・信真を事例に —

高橋 博

はじめに

筆者は前稿において、出羽久保田藩佐竹家の歴代藩主および息女の婚礼当日からその後の諸儀について考察する機会を得た¹⁾。具体的には、藩主の場合は、江戸の久保田藩邸における婚礼（祝言）の数日後に、正室の里元（実家）の藩邸において、家臣を伴い参上した久保田藩主夫妻と里元の藩主夫妻（正室の父母の場合が多い）との対面が行われ、祝宴が催される「三ツ目御祝儀」と、その後、今度は久保田藩邸に正室の里元の藩主夫妻および家臣が招かれる「五ツ目御祝儀」と、更にその後、久保田藩主夫妻のみで再び正室の里元を訪問する「膝直御祝儀」があり、同稿はこれらの諸儀の式次第・列席者等の検討をするものであった。しかし同稿は、典拠史料として用いた『国典類抄』が、藩内の公務日記を始め、個人の日記・覚書・留書などを用いた久保田藩による記録編纂物であったため、久保田藩主の婚礼関係の諸儀の分析をするに当たり、少なからざる史料的制約を要した²⁾。すなわち『国典類抄』のような記録編纂物は、婚礼の諸儀を検討するに当たっては、ある程度の目安となるものの、必ずしも全ての情報を網羅しているとは言い難く、それが故に一

次史料の搜索や書誌的な検討および活用が不可欠となる。

そこで小稿では、右の問題を克服するために、対象とする大名家を八戸藩南部家とし、八戸市立図書館が所蔵する同家の婚礼の諸史料についての書誌的な検討を試みたい。

一 信依・信房・信真の婚礼関係史料

寛文四年（一六六四）嗣子を定めぬまま死去した盛岡藩主南部重直の遺領十萬石は、重直の二人の弟の重直と直房に分ち与えられ、重直は八萬石を相続し盛岡藩主、直房は二萬石を相続し初代八戸藩主となった。小稿で考察対象とするのは、この直房から数えて六代目の藩主信依、七代信房および八代信真の婚礼関係史料である。

八戸市立図書館には、この三藩主の婚礼関係史料が所蔵されている。信依に関しては「御婚礼一件」、信房に関しては「御婚礼大概」という史料であり、小稿では便宜上それぞれ「史料A」「史料B」と名付ける。両史料は共に八戸藩の家老職を世襲した遠山家の旧蔵本であり、昭和四十九年に当主遠山景敏氏から寄贈された³⁾。信真に関しては「信真公御婚姻調帳」という史料であり、表紙に「江戸御用人所」と記主の名がある八戸南部家の旧蔵本である。小稿では「史料C」と名付ける。

表1は、この三史料における縁組・結納・婚礼の記載の可否・程度について一覧にしたものである。婚礼は更に祝言・皆子餅・三ツ目御祝儀などに区分され、左欄には該当する三藩主の誕生・襲封から縁組・結納・婚礼の年月日および正室を、また史料の形状などを記している。なお

表1 八戸市立図書館所蔵 信依・信房・信真の婚礼関係史料

	a 藩主【誕生/襲封】， b 正室， c 縁組， d 結納， e 婚礼	資料名，冊数， 書型，函架番号， 成立年	内容（○記載あり ◎式次第・目録あり □行列あり ●■予定のみ）									
			縁組	結納	初御道 具被遣	婚礼				その他		
						祝言	皆子餅	三ツ目 御祝儀	御簪入 御舅入	殿様御 召料	料理 献立	奥女中 法度
史料 A	a 信依【延享4年(1747)/ 明和2年(1773)】， b お慶 (吉田藩主伊達村信息女)， d 明和6年(1769)	御婚礼一件(写本)， 1冊，34.5×12.7， 遠5-201，1768年 (明和5)		●■						●		
史料 B	a 信房【明和2年(1765)/ 天明元年(1781)】， b 房姫 (村上藩主溝口直養息女)， c 天明元年(1781)， d 天明 2年(1782)， e 同	御婚礼大概(写本)， 1冊，12.0×17.2， 遠5-202，1782年 (天明2)	○	○	○	○	○	○	○			○
史料 C	a 信真【安永7年(1778)/ 寛政8年(1796)】， b 里姫 (小田原藩主大久保忠頼息女)， c 寛政9年(1797)， d 享和 2年(1802)， e 同	信真公御婚姻調帳 (写本)2冊，28.8 ×19.6，南3-354 ・355，1802年(享 和2)		◎□	◎□	◎□	◎□	◎□	◎		○	

史料A・B：『八戸市立図書館国書分類目録』2（八戸市立図書館編・発行、昭和56年刊）30p

史料C：『八戸市立図書館国書分類目録』1（八戸市立図書館編・発行、昭和53年刊）23p

「はじめに」でも述べたように、久保田藩の場合は婚礼の後、「三ツ目御祝儀」「五ツ目御祝儀」「膝直御祝儀」と続くのに対し、表1の八戸藩の場合は、「三ツ目御祝儀」までは久保田藩と同じだが、「五ツ目御祝儀」はなく、「御簪入」（あるいは「御簪入・御舅入」という儀式が設けられている。この「御簪入」とは、例えば「史料C」には、八戸藩邸における信真と舅の大久保忠頼（前小田原藩主、信真の正室里姫の父）との対面の儀式がこう呼ばれていることから、「五ツ目御祝儀」と同様の性格を有するものと考えられる。

二 婚礼関係史料の書誌的検討

それでは、「史料A」「史料B」「史料C」の特徴や共通点・相違点はいかなるものであるか、表1に基づいて検討して行きたい。

三史料は、いずれも特定の藩主の婚礼の記録であるという点では一致しているが、形状・内容など全てが同じような体裁を取るものではなく、例えば幕府への縁組の願出から全て記されているのは「史料B」のみである。「史料C」は結納以前のことに記されていないが、「史料A」に至っては、結納のみを記録した史料である。しかも、結納当日（明和六年二月二十三日）の約三ヶ月前に、それを遂行するため、警備・行列・装束・贈答・祝儀・儀式内容などを備忘として記したものとと思われる。したがって、実際記録としては「史料B」と「史料C」が共に結納以降を全て記したものと似通っている。しかし、「史料B」が縁組・結納から婚礼初日・その後の諸儀に至るまでの幕府との関係（幕

府への縁組の願出、幕府から縁組の許可の通達など)、新婦の実家との交渉(結納・婚礼の日取りなど)、実際の儀式の経過などを贈答・行列などを織り交ぜながら日記風にほぼ時系列に記したものであるのに対し、「史料C」は結納・婚礼における式次第・行列・道具目録・料理目録などを個別独立的に記したものである(表2参照)。したがって、記述スタイルに、両史料の根本的な違いがあると言える。ある共通の事柄にも記述内容に差があり、例えば、婚礼当日の様子は、「史料B」は「十一月十八日午ノ刻御入輿、此節殿様御広間江被為入表御勝手御役人御玄關縁取江相詰」とあるのみで、儀式の内容までは書かれていないのに対し、「史料C」は「御入輿御式」と題し、その内容は、新婦の輿の八戸藩邸奥玄關前への到着、両家家老の挨拶取交、新婦の玄關への案内、挟箱・茶弁当など荷物の受け取り、御供女中の奥への案内、新婦の御化粧之間への案内、新婦の御休息(湯漬が出る)、御祝之間における新郎・新婦の対面、引き出物の披露、愛敬御守りの式、式三献、本膳・加膳などによる饗応、御色直、御供女中の御目見など、十数ヶ条にも渡る。

久保田藩の婚礼関係史料の場合 このような史料による記述の差異は、久保田藩の場合でも見られた。前稿で用いた『国典類抄』における引用史料の大半は江戸詰の家老・用人などの公務日記からであり、当日の描写は書き手の立場や事情により、齟齬をきたすものであった。例えば、歴代久保田藩主の婚礼当日に限ってみても、元禄二年(一六八九)の佐竹義苗(この時は世子)の婚礼の場合は、用人八嶋朝見の日記(「山方助右衛門泰虎処持八嶋小右衛門朝見御用人勤中日記」)からの引用により、育姫(徳川光貞息女)の輿が久保田藩邸に到着するまでの道筋、祝

表2 「信真公御婚姻調長」の構成

冊	題名(式次第他)	内容
1	芝之御式 御結納御別束御式	結納(小田原藩邸)
1	御家之御式 御結納御答礼之節御式	結納(久保田藩邸)
1	享和二年 初而御道具被進候手筈	御道具(久保田藩邸)
1	芝江申遣候書面 初而御道具披遣候節御式	
1	御家之手筈 御先行列被遣候御式	祝言(久保田藩邸)
1	御家之御式 御入輿之節御式	
2	御祝式御次第并御色直御式	
2	殿様御平順御次第書	
2	殿様御介添御老女手順書	
2	御三方様御出会御盃事之御式	皆子餅(小田原藩邸)
2	芝之御手筈 皆子餅御到来之節御式	
2	御家之御手筈 皆子餅御到来之節御式	皆子餅(久保田藩邸)
2	御家之御手筈 皆子餅御到来之手筈	三ツ目御祝儀(小田原藩邸)
2	芝之御式 於里様御産土披御式	
2	芝之御式 御置入御式書	御置入・御男入(小田原藩邸)
3	御男入御祝二付御使者被進候節御式	

出典：八戸市立図書館所蔵「信真公御婚姻調帳」全2冊(南3-354, 355)

言における式三献・御雑煮三献などの規式、御色直、列席者の大名・旗本、饗膳・飾物などが克明に記されている。しかし、これとは対照的に、享保元年(一七一六)の佐竹義峯の婚礼の場合は、江戸家老山方泰護の日記(「山方太郎左衛門泰護御家老勤中日記」)からの引用により、この日利姫(黒田長清息女)の輿が久保田藩邸に到着し、大書院において列席者への饗応がなされたことは記されているものの、式三献や御色直といったいわばメインの規式については触れられていない。また列席者も佐竹義苗の場合と異なり、全て記されていない。

おわりに

小稿では八戸藩主の婚礼関係史料について検討を試みた。六代信依に
関係する〔史料A〕と七代信房に關係する〔史料B〕は、いずれも同藩
の家老である遠山家に伝来するものであり、内容も〔史料C〕に比して
儀式の次第が簡略であることから、藩の先例調査や公用に資するこ
とを念頭に置かない、いわば同職のための備忘的な要素が強いものと想
定される。この意味では、先述の『国典類抄』における「山方太郎左衛
門泰護御家老勤中日記」の性格に近い史料であると言えよう。これに対
し、八代信真の婚礼関係史料である〔史料C〕は、八戸南部家の旧蔵本
であり表紙に「江戸御用人所」とある通り、八戸藩による公式な史料と
して、信真の結納から祝言を経て三ツ目・五ツ目御祝儀が果たされるま
での諸儀の次第を克明に記録し後代に伝えようとする意図に基づくもの
であり、こちらは先述の「山方助右衛門泰虎処持八嶋小右衛門朝見御用
人勤中日記」の性格に近い史料と言えるのではなからうか。

註

- (1) 「大名佐竹家の婚礼構造——儀式・親類書・御取持——」〔学習院史
学〕四八、二〇一〇年。小稿における久保田藩主の婚礼の記述は全て
同稿に拠る。
- (2) 秋田県立秋田図書館所蔵。文政二年（一八一九）に前・後編四七四冊
の編纂が終了。現存するのは四七一冊。前掲註（1）拙稿では刊本『国
典類抄』全十九卷（秋田県立秋田図書館編、秋田県教育委員会発行、一

九七八〜一九八八年）を用いた。

(3) 『八戸市立図書館国書分類目録』二（八戸市立図書館編集・発行、一
九八一年）凡例（三頁）に拠る。

(4) 『八戸市立図書館国書分類目録』一（八戸市立図書館編集・発行、一
九七八年）凡例（二頁）に拠る。

(5) 小稿では久保田藩の史料用語である「三ツ目御祝儀」をそのまま用い
たが、八戸藩では例えば〔史料A〕では「御三ツ目御祝」とあり、「史
料B」では「奥様御里披」、〔史料C〕では「於里様御産土披」と呼ばれ
ている。〔史料B〕〔史料C〕の用語は「正室の実家への御披露目」の意
か。なお表2は〔史料C〕収録の式次第の一覧であるが、ここでは便宜
上「於里様御産土披」を「三ツ目御祝儀」と同一にしている。

（たかはし・ひろし 宮内庁書陵部研究員）